

しまねの土地改良だより

平成 26 年 12 月 1 日発行(第 45 号)  水土里ネット島根

第37回全国土地改良大会“山梨大会”

かけがえのない農業を次世代へ みどり 水土里育む土地改良

今年で第37回を迎える全国土地改良大会が10月30日、山梨県甲府市の「アイメッセ山梨」で開催され、大会テーマ「かけがえのない農業を次世代へ 水土里育む土地改良」の下、全国から約3,600名の土地改良関係者が参集、島根県からは会員ら37名が参加した。

本大会は、農業農村整備に携わる全国の関係者が一堂に会し、農業・農村の重要性や役割を国民にアピールするとともに、関係者の総力をあげて農業・農村をさらに発展させることを目的として毎年開催されているもので今年は“富士のくに 山梨”で開催された。

大会式典では、白倉正司山梨県土連会長の開催県挨拶に続き野中広務全土連会長が主催者を代表し挨拶。また来賓として出席した小泉昭男農林水産副大臣、横内正明山梨県知事、棚本邦由山梨県議会議長らが祝辞や歓迎のことばを述べた。

引続き行われた土地改良事業功績者表彰では、農林水産大臣表彰6名、農村振興局長表彰15名、全土連会長表彰45名の表彰式があり、島根県からは田中修前島根県土連専務理事が農村振興局長表彰、原田義久前安来市土地改良区理事が全土連会長表彰を受賞した。

このほか式典では小林祐一農村振興局次長による基調講演や岩手・宮城・福島の3県から東日本大震災の復旧・復興状況報告なども行われ、最後に『先人達から受け継がれてきたかけがえのない農業・農村を次世代へ引継ぐこと』を宣言し大会は盛会裡に幕を閉じた。



主催者を代表し挨拶をする野中広務全土連会長



土地改良功績者表彰を受賞した田中修氏(左)と原田義久氏(右)

- ◆ 第38回全国土地改良大会は青森県で開催されます
- ◆ 開催日 平成27年10月15日(木)
- ◆ 場 所 青森市「青森県総合運動公園(マエダアリーナ)」

■ 第37回全国土地改良大会“山梨大会”	1
■ 農業農村整備の集いを開催	2
■ シリーズ『土地改良相談の事例紹介』(第5回)	3
■ 県土連“親交会”OB17名が参加	4
■ 今月の主な予定	4

農業農村整備の集いを開催 全国から土地改良関係者が参集

全国水土里ネットと都道府県水土里ネット共催による「農業農村整備の集い」が11月25日午後から東京都千代田区の砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」で開催され、農林水産省から小泉昭男副大臣をはじめ三浦進農村振興局長外幹部職員、全国の土地改良関係者ら約750名が参集。本県からは22名が参加した。また、この日は石破茂地方創生担当大臣、二階俊博自由民主党総務会長、稲田朋美同政務調査会長も来賓として出席した。主催者を代表し野中広務全土連会長は「国においては農業・農村の所得倍増を目指し種々の政策を展開されているが、我々はその動きを重く受け止め、国が目指す方向に向けて技術と経験を活かし積極的に貢献していく覚悟である」と挨拶。また、小泉副大臣ら来賓者は「来年度予算の概算決定に向けて、平成22年度に大幅削減された農業農村整備事業予算を関係者の皆さんが真に復活したと実感できる予算とするため最大限の努力をする」と祝辞を述べた。その後、三浦局長から来年度予算概算要求などについての情勢報告、また、土地改良区等の活動を紹介する事例発表が行われ、最後に平成27年度当初予算の確保を強く訴えた要請書が全会一致で採択された。



農業農村整備の集いの様子

要 請 書

- 1 安定的・計画的な事業執行のために、平成27年度当初予算において、農業農村整備予算が復活したと実感でき、現場のニーズに十分応えられる規模を確保するとともに、農業の競争力強化につながる農地整備や国土強靱化の考えに即した防災・減災対策に対して重点的に措置すること。
- 2 TPPの交渉に当たっては、衆参両院の国会議決を踏まえ、日本の食の安全・安心を担い、多面的機能を発揮している農業・農村とこれを支える農家の生産意欲に悪影響を及ぼすようなことは、国として断固行わないこと。
- 3 食料自給率の向上と担い手への農地集積の加速化を実現し、強い農業を展開するため、水田の大区画化や汎用化、畑地かんがい施設の整備をはじめとした各種の対策を、国が責任をもって推進すること。その際、中山間地域等の地域特性を踏まえた農業経営の展開が可能となるよう十分配慮すること。
- 4 東日本大震災を始めとする災害からの復旧・復興に向け、農業用施設、農地海岸保全施設等の復旧や農地の大区画化、除染等の対策を加速的に進めること。
- 5 国民の命と財産を守り、我が国の食と農林漁業を再生するため、国土強靱化の考えに即し、ため池を含む老朽化した農業水利施設の保全整備や耐震化等の防災・減災対策を着実に推進すること。
- 6 多面的機能支払いの推進に当たっては、十分な予算確保に加え、地域の実情に応じ柔軟に対応するとともに、特にこれまで「農地・水管理支払交付金」の推進に多大なる役割を担ってきた地域協議会の役割に鑑み、地域協議会の位置づけを明確化すること。
- 7 農村の資源を有効に活用し、再生可能エネルギーの普及、維持管理費の低減等に資するため、小水力発電等を推進すること。また、複数の電力会社で実施されている系統接続の回答保留を早急に解除するよう働きかけること。
- 8 農地中間管理事業をはじめとする農業の構造改革の推進に当たっては、土地改良区が有する技術と経験とともに水土里情報システムを活用すること。加えて、機構による借り受けや担い手等への農地集積が、土地改良区が担ってきた水利調整や末端の農業用水路等の保全管理に与える影響を最小限とすること。
- 9 健全な農業生産活動には、水路、ため池等の農業用施設の適切な維持管理を実施している土地改良区の役割が重要。しかしながら、その運営基盤は、組合員の減少や農事用電力の大幅値上げ等により大きく揺らいでいる。一方、担い手への農地集積等により、今まで以上に高度な維持管理を求められているため、今後とも土地改良区が施設の適切な維持管理が行えるよう、運営基盤の強化を図ること。
- 10 今般、政府において検討されている新たな経済対策において、農業の競争力強化や国土強靱化の推進に資するよう、農業農村事業に対して十分な予算措置を講ずること。

シリーズ『土地改良相談の事例紹介』

第5回 《転居先不明の組合員の口座引き落とし》

◆相談内容

市外に居住している改良区組合員が転居していて、転居先不明で賦課金の通知書が戻ってきた。賦課金は口座引落しになっており、引き落とすことが可能な場合、引き落とししてもよいか。

◆回答

口座から引き落とすには、賦課金の通知書が相手方に届いていることが必要です。

土地改良法第45条の規定により土地改良区が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所をその土地改良区に通知した場合には、その場所）にあてればよいとされていますが、その結果、組合員の居住が明らかでない場合、通常必要と認められる調査（市町村役場、耕作者、登記簿等の調査等）をおこなってください。（戸籍の附票や登記簿等の調査の根拠法令は土地改良法第118条第6項）

この段階で住所が判明すれば、その住所へ賦課金の通知書を送付して賦課金の口座引落期日に口座引き落としをおこなうことになります。

調査をしても住所が不明な場合、土地改良法第112条の規定の公示送達を行ってください。

これにより公告の日から10日を経過すれば、相手に到達したものとみなされますので賦課金の口座引落期日に口座引き落としができます。

（土地改良法）

第112条 住所又は居住が知れない場合その他書類の送付をすることができない場合において、行政庁又は土地改良区がその送付に代えて公告をしたときは、その公告があった日に書類を発送したものとみなし、その公告があった日から10日を経過したときに相手方に到達したものとみなす。

（土地改良法施行規則）

第90条 法第112条の規定による公告は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に5日間送付すべき書類の要旨を掲示しなければならない。

2 前項の書類は、公告をした日から10日間当該事務所において縦覧に供しなければならない。

公告の様式は、全国水土里ネット平成25年10月発行の「（改訂版）土地改良区組織運営の手引き」P196を参考にしてください。

なお、公示送達を行った場合、改良区が手続きを踏んで引き落としをしたことが判るように書類は整理して保管してください。（転居先不明で戻ってきた配達証明と賦課金通知書、調査結果、公示送達の書類等）

◆ご相談・お問合せ先◆水土里ネット島根／隠岐出張所 担当：前川（TEL：08512-2-9013）

県土連“親交会”OB17名が参加

県土連親交会(佐々木正次会長)の第24回総会が11月19日ホテル白鳥(松江市)で開催された。この会は、本会に概ね7年以上勤務した職員OBで組織され、会員相互の親睦を深めることを目的に毎年1回親睦会を兼ねて総会を開催している。この日は顧問・会員17名と本会役・職員12名が参加した。はじめに総会が開催され、佐々木会長の挨拶に続き平成25年度会計決算報告、平成26年度予算案が審議され原案どおり承認された。また、佐々木会長が前県土連専務理事の田中修氏を顧問に推薦し全会一致で了承された。最後に本会の近況について長崎専務理事が報告し総会を終えた。その後に行われた親睦会では、会員らは一年振りの再会に現職時代の思い出や近況を語り合うなど賑やかな会となった。



記念撮影をする参加者

■今月の主な予定

開催日	内 容	開催地
12月2・3日(火・水)	土地改良事業用地補償・管理業務従事者育成実務研修会	岡山市
12月3・4日(水・木)	小水力等発電技術力向上地方研修	本会
12月10日(水)	農林漁業団体同和対策推進担当者等啓発研修会	出雲市
12月17日(水)	県土連第2回監事会・監査	本会
12月18・19日(木・金)	換地技術者育成・確保連絡会議	岡山市

県土連★年末・年始カレンダー

12月						1月				
26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
○	休	休	休	休	休	休	休	休	休	○

○：通常業務



水土里ネット島根 (島根県土地改良事業団体連合会)

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
 ホームページ<http://www.shimanedoren.or.jp/> メールsmndoren@shimanedoren.or.jp